

「放射能汚染土壌全国ばらまき」の無謀

もうじき福島原発事故から14年目を迎える。汚染水の海洋放出に続き、今年は更に大きな放射能拡散問題が起こる。政府は昨年12月20日、福島の大熊町、双葉町の中間貯蔵施設の大量の除染土壌の国内処理に関する「全閣僚会議」を開き、2025年夏までにその県外処分に関する工程表を決める、とした。事故直後から除染のために福島県内各地で行った表土剥離土壌は総量1400万 m^3 、東京ドーム11杯分相当の膨大な量になる。事故当時の民主党政権下の環境省は2011年5月に秘密裏に除染土対策会議を開き8000Bq/Kg以下の土壌を2045年3月までに県外に搬出する、と決定して大熊・双葉両町に中間貯蔵施設の設置を認めさせた。その約束を果たすために今後20年間で全国の土木工事などに使う予定である。

8000Bq/Kgの根拠

福島原発事故前の土壌の放射能安全基準は100Bq/Kgだった。これは廃炉などに伴う汚染土壌の処分に関して決めた基準である。しかし8000Bq/Kgという新たな基準に環境省は何の科学的根拠も示していない。大熊町、双葉町を説得するためのその場しのぎの手段だった。除染土壌はフレコンバックに詰められ、県内各地から中間貯蔵施設に運ばれた。これを100Bq/Kg以下に浄化するには2兆9127億円かかるが、8000Bq/Kg以下を外部処分すれば1兆3450億円で済むという。環境省はこれを「経済的・社会的合理性」と主張した。「100Bq/Kg以下は安全に再利用できる基準」「8000Bq/Kg以下は安全に処理するための基準」という2重基準である。事故後14年経ち放射能は半減期で減少したが、それでも現在8000Bq/Kg以下が1070万 m^3 、8000Bq/Kg以上が230万 m^3 で外部搬出量が82%に及ぶ。

外部処理の危険性

政府は8000Bq/Kg以下の土壌を全国の公共土木事業などで利用する。堤防や道路の土木工事で掘り起こした地下に汚染土壌を埋め込み上を非汚染土壌で覆う。これで安全か。問題はいくつもある。中間貯蔵施設から外部の土木工事現場まで運ぶには膨大な数の車両が全国の車道を走り粉塵をまき散らす恐れがある。誰もそれが放射能を含むとは知らずに吸い込む。また作業現場で土木工

事をする作業員や風下の周辺住民も汚染した粉塵を吸い込む。作業現場では土壌が放射能を含む事を周辺住民に知らせる必要がある。埋め立ててしまえば安全とは限らない。場所によっては地下水の汚染も考えなければならない。地震大国の日本では地震によって地盤沈下や液状化、土砂流出、地滑りなどで汚染土壌が露出する危険は避けられない。1年前の能登地震でも明らかになった事実である。このように、原発のない地域でも災害被災地は放射能の被害を免れないが、そもそも時間が経てば放射能が存在する事すら忘れる恐れもある。汚染土壌を埋設した場所に「この地下には放射能がある」と表示すれば人々は対応出来るかもしれないが恐らく表示はしない。更に時間が経てば地下に放射能があるなど知らない世代になりまた掘り起こすかもしれない。このような危険があるので放射能の拡散は避けるべき、というのが放射性物質取り扱いの基本の基である。

無責任のつけを受け入れるべきでない

本来、発生させてはならない放射能汚染土壌を事故で発生させ、住民対策で外部処理を決めるなどという「その場しのぎ対策」で安全は確保出来ない。大熊・双葉の住民はつらいだろうが原発立地の中間貯蔵施設は「永久貯蔵施設」として管理し、国民の被ばくを避けるべきだ。それがチェルノブイリの教訓である。

(1月17日 河田)